

1 成績評価について

成績評価は学則第 13 条において、単位認定の規定を定めている。

1) 授業科目の成績評価は A・B・C・D で表記する。

- A 100 点～85 点
- B 84 点～70 点
- C 69 点～60 点
- D 60 点未満

2) 規定により、上記 A・B・C を合格とし、D を不合格とする。

3) 再試験・再実習と追試験・追実習の取り扱いは以下のとおりとする。

- ・試験の不合格者に対しては、再試験願いにより承認を得たものに、1 回に限り再試験を認める。
- ・再試験・再実習の合格基準は上記 2) に準ずる。ただし、取得点が 61 点以上であっても、合格最低点 (60 点) をもって試験成績とする。
- ・試験の未受験者に対しては、追試験願いにより承認を得たものに、追試験を認める。
- ・追試験の合格基準については、本試験合格基準 C の 125% (60 点 \times 125 = 75 点) 以上とする。
- ・追実習の成績については素点とする。

2 客観的な指標の算出方法について

履修科目の成績結果を 100 点満点で点数化し、合計点の平均点を算出する。